

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2024-08

ハイライト：

欧州特許庁、単一特許制度施行後1年間の成果は	1
DB Robotics、DBグループとの商標権訴訟で勝訴…「固有商標権」	2
ソウル取引「特許侵害」…Dunamuを控訴	3
サムスン電子、テキサス連邦裁判所で敗訴…3億300万ドル賠償の危機	4
サムスン-SK、HBM用ウェハ工程技術を変える	5



IP制度

欧州特許庁、単一特許制度施行後 1年間の成果は

- 欧州特許、4件に1件が単一特許に転換
- 単一特許保有者の64.2%、EPO会員国に基盤

欧州特許庁 (EPO) は、2023年6月1日から施行されている単一特許 (Unitary Patent) 制度及び統一特許裁判所 (UPC) のシステムの1年間の成果について発表した。

単一特許制度とは、EPOで特許登録が決まってから単一特許の発効を申請すれば、すべての批准

国で同一効力を有する特許を取得できる制度であり、UPCは、特許紛争を巡る一貫した予測可能な司法的フレームワークを提供し、会員国間において異なる法的判断によるリスクを取り除き、単一特許及び既存の欧州特許に関する紛争を管轄している。

この1年間に28,000件以上の単一効 (unitary effect) 申請を受け付け、27,500件以上の単一特許が登録された。これは、欧州特許 (EP) において4件のうち1件が単一特許に転換されたことを意味する。

発表資料によると、特に欧州で単一特許制度に対する関心が高かったが、単一特許保有者の64.2%がEPO会員国に基盤を置いており、米国16.1%、中国6.0%、日本3.8%、及び韓国が3.3%を占めている。また、欧州の小規模企業とスタートアップは、2023年の欧州全体における単一特許の35.5%を占めていて、高い関心を示している。

なお、UPCは、これまでに数百件の事件を受付けており、UPCによる法理調和の効果は、新たなシステム内で法的確実性及び透明性を確立する上で非常に重要であり、利用者には投資に対する予測可能性を提供してきた。単一特許とUPCの活用度の高まりは、単一特許制度が欧州内部の技術市場において信頼できる効果的な手段であり、さらなる革新を図るための有望なツールであることを示している。

EPOは、「今後もテクノロジーカンパニーが無形資産を保護し、単一特許の利点に対する認識を高め、欧州経済における統合をさらに推進できるようベストを尽くす」と明らかにした。

特許庁、「第34回ニース同盟国専門家 会合」で336項目の国際商品分類の 名称を承認

韓国特許庁が提案した「ダウンロード可能な動画ファイル」が国際的な商品名称として公式に認められた。

特許庁は、4月22日から26日まで開催された「第34回ニース同盟国専門家会合」の結果がまとまったことから、「2025年1月1日から国際商品分類の名称が改正される」ことを発表した。

商標を出願する際、出願人はどの商品に商標を使用するのか出願書に記載するが、その際に、国際的に認められた商品の名称を記載しなければならない。今回の会合で承認された商品名称は計336項目であり、132項目が新しく加わり、204項目は変更又は削除された。

特に今回の会合では、韓流文化に関する産業界の意見を積極的に取りまとめ、韓国特許庁が提案した「ダウンロード可能な動画ファイル」、「電子データの保存媒体」等が公式的な国際商品名称として承認されたことに大きな意味がある。

当該名称は、「ドラマ、ミュージックビデオ、芸能プログラム」に関する商品を指定して商標を出願しようとする韓国の国際出願人が、迅速で容易に商標権を獲得する為の土台となることが期待される。

その他、科学又は技術の融合・複合商品として、第9類(電気・科学技術機器)：ミュージックシーケン

サー装置、電子式売台表示器、歩行者用交通信号機、また、増加するコンパニオンアニマルへの需要を考慮して、第10類(医療機器)：コンパニオンアニマルの歩行補助器、第41類(教育業・訓練提供業・芸能娯楽業)：コンパニオンアニマル用遊び場提供業など、韓国特許庁が提案した名称のうちの9項目が可決され、来年の施行を控えている。

また、今回の改正では、「エッセンシャルオイル」が、電子タバコ、医療用ハーブ、防虫剤など様々な用途に使われて混乱が増す取引業界の実情を反映して、これまでは化粧品類のみに分類されていたエッセンシャルオイルを、機能と用途によって異なる分類に分けた。現在、エッセンシャルオイルは、化粧品類のみに指定して出願できるが、2025年1月1日からは、産業用、医療用及び食品用等にも指定して出願することができる。

特許庁の商標審査政策課長は、「商標を出願する国際出願人は、毎年変わる国際商品分類の基準に細心の注意を払う必要がある」とし、「今後も特許庁は、商標出願しようとする韓国企業が海外進出して有利な立場を先取りできるよう、多角面で努力していくつもり」と語った。

一方、今回の会合で可決された国際商品分類の名称は、今年下半期に韓国の分類基準及び取引実情に適合するか検討されて、2025年1月1日から国内の告示名称に反映される。



特許判例

DB Robotics、DBグループとの商標権 訴訟で勝訴…「固有商標権」

- 専門中小企業固有の商標権を認めた意味ある判決
- グローバル市場の開拓及び技術特例上場への障害がなくなる

産業用専門ロボット企業の‘DB Robotics’が、‘DBグループ’との商標権1審訴訟で勝訴した。

ソウル地方法院第63民事部は、7月11日、原告である‘DB Robotics’がDBグループのロゴ及び商標権を管理する系列会社‘DB Inc(被告)’を相手に起こした商標権非侵害確認訴訟で、「原告は被告の商標権を侵害していない。被告の請求のすべてを棄却する」旨判決した。

中小ロボットメーカーが、財閥グループとの戦いで勝つのは異例のことだ。今回の判決は、大企業の商標権先取り行為に対し、司法府が警鐘を鳴らしたことに意味がある。

DB Roboticsは、25年前に設立された産業用ロボットの設計・製作会社だ。2022年に商号を『DOOBAEシステムからDB Robotics』に改名し、商標権も変更して登録した。これに対しDBグループは、英語のDBと共にハングルも[디비(ディービー)]という文字を使用しているという理由で商標権を侵害されたと主張し、2年に亘る訴訟がなされてきた。

産業ロボット分野で独歩的な技術力を確保しているDB Roboticsは、海底着底型ロボット技術、極限環境特化ロボット、吸入毒性試験ロボット等の先端ロボットに海外からのラブコールが相次いでいる。世界初の「人工知能(AI)建具」をはじめ、シルバー世代対象の「電動歩行器」、小規模創業者対象の「ロボット揚げ物機」等、消費者対象(B2C)製品も相次ぎ発売する予定であり、今回の商標権訴訟の勝訴は、非常に大きな意味をもっている。

DB Roboticsの関係者は、「配管ロボット、海底着床探査ロボットなど競争力ある自社ロボットが、グローバル市場で好評を得、契約成立の段階にある」としながら、「今回の判決で障害となるものがなくなり、現在進めている技術特例上場にも加速度がつくことが期待される」と語った。



紛争

ソウル取引「特許侵害」…Dunamuを控訴

「一部数量即時締結サービスを証券プラスが無断で使用」、Dunamu「一方的主張」と反論

非上場・スタートアップ証券取引プラットフォーム『ソウル取引非上場』の運営会社である‘ソウル取引’が、自社の『一部数量即時締結機能』の特許権を侵害したとし、『証券プラス非上場(以下、証券プラス)』の運営会社である‘Dunamu’を警察に告訴した。

警察などによると、‘ソウル取引’は、最近、特許権侵害の疑いなどで‘Dunamu’に対してソウル瑞草警察署に告訴状を提出した。証券プラスに取引仲介システムを提供する‘サムスン証券’も共に告訴された。一部数量即時締結機能は、ソウル取引のプラットフォームに多量の株式をあげても、利用者が指定した株式数以上の取引申請が入れば、別途確認なく即時に取引できる機能だ。ソウル取引は、この機能に関し2020年12月に特許を取得した。両社の葛藤は、Dunamuが2024年4月、証券プラスに『即時取引部分締結自動受諾』機能を公開したことで火がついた。非上場株式取引市場は、主に大株主やディーラを通じた大量取引につながるが、一部数量即時締結機能は、少量取引中心の個人投資家が好むサービスといわれる。

ソウル取引は、自社サービスの1つである「一部数量即時締結機能」をDunamuの非上場株式取引プラットフォームである証券プラスが無断で使用している」という立場だ。一方、Dunamu側は、「ソウル取引の説明は一方的な主張」と反論している。Dunamuの関係者は、「ソウル取引側の主張には全く同意できず、法的に正しい方向で是非が明らかになるはず」として法的対応を予告している。

サムスン証券側も、証券プラスに取引仲介システ

ムを提供しているだけであり、攻防の中心となっている証券プラスのプラットフォームの内部機能そのものに関しては、運営及び中断する権限がないという立場だ。

ソウル取引によれば、先立って証券プラスは、今年3月にプラットフォームのアップデートを通じて当該機能と類似の『即時取引部分締結機能サービス』を始め、翌月4月には更にアップデートして、ソウル取引の一部数量即時締結と類似した機能である『即時取引部分締結自動受諾』を追加したとのこと。

双方は、既に特許権を巡り激しい法的攻防を繰り広げている。ソウル取引側は、5月3日、特許侵害問題を提起する旨の警告状とともに、Dunamu側に内容証明を発送した。これに対し、Dunamu側は5月13日、特許無効審判を請求するなど、双方の葛藤は最高潮に達している。

サムスン電子、テキサス連邦裁判所で 敗訴…3億300万ドル賠償の危機

サムスン電子が米半導体企業のネットリストとの特許無効訴訟で敗訴し、数千億ウォンの賠償の危機に直面している。

7月23日（現地時間）、米法律情報専門サイトによると、テキサス連邦裁判所は、サムスン電子がネットリストの特許を侵害したことを認め、ネットリスト側に3億300万ドル（約4千億ウォン）の賠償を命じる判決を下した。

今年4月に特許審判院（PTAB）でサムスン電子が勝訴した事件だ。当時、特許審判院は特許訴訟5件に対し全て無効宣告した。この特許訴訟は、これまでも二転三転している。

ネットリストが訴訟を起こしたのは2021年、サムスン電子のクラウドコンピューティングサーバに使用されるメモリの技術が自社特許を侵害しているとし訴訟を提起した。

米カリフォルニア州アーバインに本社を置くネットリストは、2000年に「LG半導体」出身のホン・チュンギ代表が設立した会社だ。2015年、両社は共同開発及びライセンス契約を締結したが、ネットリストは

その後、サムスン電子が特許を侵害したと主張している。

ネットリストは、自社の技術がメモリモジュールの効率を高め、大量のデータから短期間に有用な情報を引き出すことができるが、サムスン電子がプロジェクトで協業した後、特許技術を持ち出したと主張した。一方、サムスン電子はネットリストの特許は無効であり、自社の技術はネットリストの技術とは異なる作動をするとして対抗した。

これに対し2023年4月、米国陪審員団は、サムスン電子がネットリストの特許5件を侵害したと評決した。同年8月、裁判所は陪審員団の評決を受け入れ、サムスン電子がネットリストに3億300万ドルの賠償金を支払うよう命ずる判決を出した。

サムスン電子は、侵害が主張された5件の特許に対して特許審判院に特許無効審判を請求し、2024年4月、米特許審判院はサムスン電子に軍配を上げた。特許訴訟に関する5件に対して、全て無効審判が宣告された。

しかし、今回テキサス連邦裁判所において再び判決が覆された。このため、サムスン電子は4千億ウォンを超える額を賠償しなければならない危機に直面している。

韓国企業の偽造品97億ドル、世界に流通 …輸出総額の1.5%

-韓国企業の偽造品2件のうち1件は電子製品、偽造品の殆どは香港・中国から

-韓国企業の国内外売上61億ドル、雇用14,000件、政府の税収15.7億ドルの損失

-経済協力開発機構（OECD）「違法貿易と韓国経済」報告書を発表-

OECDは、全世界に流通する韓国企業の知的財産権を侵害する偽造品の規模が97億ドル（2021年）に達すると発表した。これは同年の韓国の輸出総額の1.5%に達する数値だ。

世界に流通している韓国企業の偽造品のうち、2件に1件は電子製品であることが分かった。また、韓国

企業製品の偽造品の大半は、香港及び中国が製造元であった。

OECDは7月3日、このような内容を盛り込んだ「違法貿易と韓国経済 (Illicit trade and the Korean economy)」という報告書を発刊した。同報告書は、偽造品の流通にともなう韓国企業の経済的被害を分析するために、特許庁がOECDに依頼した研究結果だ。OECDが韓国企業の偽造品流通に伴う経済的影響を分析した事例は今回が初めてだ。

〈韓国企業の偽造品2件のうち1件は電子製品、大半が香港(69%)、中国(17%)から〉

報告書は、韓国は世界的に革新的な国*であるが、グローバル・バリューチェーンに深く関わっているため、多様な部門で偽造品に対して構造的に脆弱と指摘している。OECDは、韓国企業の偽造品が流通すれば、消費者は正規品の代わりに偽造品を購入するようになり、結果、韓国企業の輸出など国内外の売上、製造業の雇用、政府の税収などにマイナスの影響を与えると分析している。

*OECD加盟国のうち、GDP比R&D投資2位(2019年)、グローバル・イノベーション指数(GII)132カ国中6位(2022年)、GDP1000億ドル当たりの特許出願世界1位(2022年)、人口100万人当たりの特許出願世界1位(2021年)など

OECDが分析した韓国企業の知的財産権を侵害する偽造品の規模は、2021年には世界で約97億ドル、韓国の輸出総額の1.5%だった。2020年及び2021年に最も多くの被害を受けた品目は、電子製品(51%)、繊維・衣類(20%)、化粧品(15%)、雑貨(6%)、玩具・ゲーム(5%)の順だ。また、これら偽造品の製造元は、香港(69%)及び中国(17%)が最も大きな割合を占めている。

〈全世界の偽造品による損失、韓国企業の売上61億ドル、雇用1万余、歳入15.7億ドル〉

OECDは、偽造品の流通が拡散したことによる韓国企業の国内外における売上減少、製造業の雇用、政府の税収などに及ぼすマイナスの影響を推算した。

韓国企業の国内外売上高の損失は61億ドルで、これは製造業の売上全体の0.6%に当たる。業種別では家電・電子・通信設備が36億ドルで最も損失が大き

く、自動車は18億ドルでその後に続く。韓国の製造業の雇用の喪失は、2021年に13,855件と、製造業全体の0.7%に相当する数値だ。

OECDでは、政府の税収面でも2021年に総額15.7億ドルの損失が生じたと推算している。

〈韓国企業における知的財産権を侵害する偽造品の流通による経済的影響(OECD、2021年基準)〉

企業の国内外の売上	製造業の雇用	政府の税収
61億ドル 損失	13,855件 減少	15.7億ドル 損失

〈特許庁、海外知的財産権侵害の被害対応支援を持続的に強化する計画〉

政府は2023年、韓国企業の知的財産権被害の対応強化に向けて、非常経済長官会合(2023年3月)において、オンライン上の偽造品遮断国の対象を全世界へ拡大すること、海外での偽造品の頻発業種への支援強化、及び官民共同対応体系を構築することなどの支援策を盛り込んだ「K(韓国)-ブランド偽造品対応強化案」を発表した経緯がある。

特許庁長は、「韓国企業の偽造品の流通は、単に個別企業のブランドイメージを傷つけるだけでなく、企業の売上・雇用、税収など、国家経済に深刻な被害をもたらす」とし、「今回のOECDの調査結果をもとに、韓国企業の海外知財権の被害を最小化できるように支援を強化していく」と述べた。



サムスン-SK、HBM用ウェハ工程技術を変える

「レーザ・デボンディング」の導入推進

サムスン電子とSKハイニックスが、HBM(高帯域幅メモリ)ウェハ工程技術の転換に乗り出した。ウェハの反りを防止するための新技術の導入が骨子で、次世代のHBMを狙ったものと分析される。工程転換にと

もなう素材及び装備供給網の変化も予想される。

サムスン電子とSKハイニックスは、最近HBM用ウェハデボンディング(剥離)工程をレーザ方式に変えるため、協力会社と技術開発を進めている。ウェハのデボンディングは工程中に薄くなったウェハが曲がらないように付着した仮ウェハ(ガラス素材キャリアウェハ)を分離する作業だ。

ウェハのデボンディングは、ブレード(刃)と呼ばれる部品を通じて行われる。半導体が作られるメインウェハとキャリアウェハを接着剤でつけてブレードで剥がすことから、メカニカル・デボンディングと呼ばれる。

HBMの場合、12段・16段のように積層数が増えると共にウェハはさらに薄くなり、ブレードでの分離は限界に直面している。ウェハが30 μ mよりも薄くなるので毀損が懸念されるためだ。回路を刻むためのエッチング・研磨・配線など工程数が増え、超高温環境による新たな接着剤が必要なのも、両社が既存のメカニカル方式の代わりにレーザを使おうとしている理由だ。

事案に精通している業界関係者は、「極限の工程環境への対応でより強力な接着剤が必要となり、これをメカニカル方式では剥がせないの、レーザという新たな技術を導入しようというもの」とし、「メインウェハとキャリアウェハを安定的に分離する試み」と説明した。

サムスン電子とSKハイニックスは、エキシマレーザ及びUVレーザなど多様な方法を検討している。

レーザ・デボンディングは、HBM4の16段からの導入が有力だ。HBM4は積層したDRAMメモリの最下段にシステム半導体をベースにした「ベースダイ」が適用されるが、より微細な工程及び薄いウェハを必要とするだけに、レーザ方式が適すると言われる。

ウェハデボンディング技術への転換は、まずはHBMのための布石であるが、他のメモリやシステム半導体工程にも活用できるため、漸進的な工程転換となる可能性も大だ。

レーザを適用すると、関連素材・装備のサプライチェーンの変化も避けられない。従来のメカニカル方式は、日本の東京エレクトロン(TEL)及びドイツのSUSS MicroTecが1、2位で市場を掌握している。レーザ方式は、より多くの装備メーカーが参入できる状況にあり、主導権争いが激しくなる見通しだ。海外だけでなく韓国企業も市場参戦に備えている。

ウェハデボンディング接着剤は、主に、米国の3M及び日本の信越化学、日産化学、TOKなどが供給している。これらの企業も同様に、従来のメカニカルに代わってレーザ方式で活用できる新規の接着素材を開発しているということだ。

また、別の業界関係者は、「レーザ・デボンディングに対応して素材・装備メーカーが新たな技術と製品開発のために性能評価等の活発な協力を推進中」とし、「サムスンとSKがいかなる素材・装備を採択するかによって、サプライチェーンにも大きな変化が起こり得る」と語った。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr